

契約者規約（羽咋）

（契約者規約の適用）

第1条 本規約は、ひみ Hinet に加入する契約者に適用し、約款に定めのない運用上の取り決めについて定めることとする。

（契約者規約の変更）

第2条 当社は、1ヶ月の予告期間を持って契約者に通知の上、この契約者規約を変更できることとし、契約者はこれを承諾することとします。

2 前項通知は、当社ネットワーク上に1ヶ月表示した時点で、全ての契約者が了承したものとみなします。但し緊急の場合はその限りではありません。

（最低利用期間）

第3条 当社インターネット接続サービスは、契約約款6条（最低利用期間）に基づき最低利用期間を6ヶ月とします。ただし、長期契約特典等の付与がある場合はそのために準じます。

（契約の不承認及び取消）

第4条 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、契約の不承認及び取消をすることがあります。

- （1）申込者が実在しないとき。
- （2）申込事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れ等があるとき。
- （3）申込時及び過去に利用料金の支払いを怠っているとき。
- （4）申込者が未成年者、被保佐人の何らかであり、申込みの際に法定代理人または保佐人の同意を得てなかったとき。
- （5）その他、当社が不相当と判断したとき。

（ルール等の遵守）

第5条 契約者は、当社インターネットサービスを経由してインターネットにアクセスするときには、アクセス先のルールを遵守し、当社に一切の迷惑を掛けないものとします。他のネットワークの利用規定が本規約と異なる場合は、他のネットワークの利用規定を優先します。

（免責及び賠償）

第6条 契約者が、当社インターネットサービスを経由してインターネットにアクセスした場合であっても、当該契約者と他の第三者との間に発生したトラブル等について、当社は契約約款第39条（免責）に基づき、何らの責任も負いません。また、それらに起因して当社が責任を被った場合、当社は契約者に対して被った被害の賠償を請求できるものとします。

（情報等の削除）

第7条 契約者が、当社インターネットサービスに登録した情報が当社が定める所定の量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく削除することがあります。

また、当社インターネットサービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が当社インターネットサービスに登録した情報を削除することがあります。

（内容の不保証）

第8条 当社インターネットサービスの内容は、当社がその時点で提供可能なものとします。当社は提供する情報、契約者が登録する情報及びソフトウェア等について、その安全性、正確性、適用性、有用性等いか

なる保証も行いません。

第9条 当社は、契約者に付与したパスワード（以下「パスワード」といいます）の使用及び管理について一切の責任を負いません。

2 パスワードの譲渡、再貸与、名義変更、売買等はできません。

3 当社は契約者のパスワード方の第三者に使用されたことによって当該契約が被る被害については当該責任者の故意過失の有無に拘わらず一切の責任を負いません。

4 契約者は自己の設定したパスワードを失念した場合は、直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとしします。

（端末接続装置の取扱）

第10条 当社は、契約者がケーブルモデムをインターネット接続サービス以外の用途に使用することを禁じます。

2 契約者は、加入契約が終了したときは、ケーブルモデムを当社に返還するものとしします。

3 契約者の故意あるいは重大な過失によりケーブルモデムの性能低下が発生した場合、その修理あるいは交換にかかわる費用は契約者の負担としします。（約款第42条7項）

（端末接続装置利用の制限）

第11条 契約者は、次の各号の行為を行った場合、当社は契約の解除及び損害金を請求する権利を有するものとしします。

（1）ケーブルモデムを転貸、譲渡、質入等すること。

（2）約款第11条（契約者回線の移転）による場合を除き、ケーブルモデムを定められた場所から移動したり、接続変更すること。

（利用に係る契約者の義務）

第12条 契約者は、電気通信回線を契約者以外のものに使用させる場合は、以下の責任を負っていただきます。

（1）電気通信回線を使用するものの行為についての当社に対しての責任。

（2）その電気通信回線にかかる料金又は工事費用の当社に対しての支払の責任。

（ホームページの商用基準）

第13条 当社は、ホームページを商用利用している契約者（個人で開設するホームページを含む）に対し、ホームページの使用料を請求できるものとしします。

（禁止事項）

第14条 契約者は本サービスを利用して、次の行為を行わないものとしします。

（1）当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

（2）他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

（3）他者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

（4）詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

（5）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声、文書等を送信または表示する

行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換えまたは消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール送信する行為
- (11) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (12) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
- (13) 違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負し、仲介または誘引する行為
- (14) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者にあてて送信する行為
- (15) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (17) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (18) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (19) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (20) 前各号以外に当社が本サービスの運営上不相当と判断した行為

料金表

1.インターネット料金（税込）

項 目		料 金	テレビ契約の有無
1. 加入金		33,000円	既CATV加入者は除く
2. 利用料	8M スタンダード	3,960円	テレビ契約有り
		5,060円	テレビ契約無し
	12M スーパー	4,510円	テレビ契約有り
		5,830円	テレビ契約無し
	30M エキスパート	5,170円	テレビ契約有り
		6,600円	テレビ契約無し
	120M プレミアム	5,720円	テレビ契約有り
		7,260円	テレビ契約無し
120M プラチナ	4,400円	テレビ契約有り	
	5,500円	テレビ契約無し	

*内容

電子メールアカウント 1つ付与

2.オプション利用料（税込）

項 目	月額料金	備 考
電子メールアカウント追加（初期費用 1,100円）	275円	1個あたり
ウイルスチェックサービス（初期費用 1,100円）	220円	1個あたり
SaAT（PCセキュリティサービス）	330円	1個あたり
iフィルター（有害サイトブロックサービス）	220円	1個あたり
ウイルスバスターマルチデバイス	462円	1個あたり
Norton™ セキュリティ	627円	1個あたり
無線LANモデム	220円	1契約あたり
ホームページ ベース使用料		
(1)個人契約・非商用利用	無料	20MBまで
(2)法人契約・個人商用利用 （新規受付終了しました）	1,650円	10MBまで
ホームページ容量追加	550円	5MBごと

3.サービス内容等変更手数料（税込）

項 目	料 金	備 考
メールアカウント追加手数料	1,100円	1個あたり
メールアカウント変更手数料（当社対応）	1,100円	1個あたり
メールアカウント変更手数料（サポートウェブ）	0円	1個あたり

4.利用の休止に係る利用料（税込）

項 目	月額料金
インターネット休止サービス	550円

5.工事費（税込）

項 目	料 金	備 考
引込工事費	18,700円	—
宅内工事費	19,800円	標準宅内工事

*標準宅内工事費とは保安器よりケーブルモデムまでの宅内配線長が約30m以内で、ケーブル配線を行う場合をいう。

また既設配線がある場合は5,500円になります。

補足事項

- 注)1 通信速度は上限速度です。保証速度ではありません。
- 注)2 月々の利用料にはケーブルモデムの使用料が含まれております。
- 注)3 利用料は、お客様の口座より当社所定の日に自動振替させていただきます。
- 注)4 上記料金・手数料には消費税が含まれております。
- 注)5 長期契約特典による初期費用割引の適用を受けた場合、最低利用期間内でのインターネットサービス解約には違約金が必要です。
- 注)6 加入契約約款第17条（初期契約解除制度）が適用される場合の対価請求額は38,500円を上限とします。